

[事案 29-227] 転換契約無効請求

・平成 30 年 3 月 15 日 裁定終了

<事案の概要>

保障内容が変わることについて説明されていなかったこと等を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 7 月に契約した終身保険について、貸付金を清算する目的で平成 29 年 3 月に別の終身保険に転換したが、募集人から転換前後で保障内容は変わらないと説明されていたにもかかわらず、後日、保険金額や入院限度日数が減っていることが判明したので、転換を無効としてほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 転換手続き時に募集人が申立人に交付した設計書等には、転換前後の保障内容が記載され、図示等により対比されて説明されている。また、申立人も設計書をもとに説明を受けたことは認めている。
- (2) 募集人は、転換後契約の保険証券が送付された後、申立人と面談して契約内容の確認を行っているが、申立人から特段の申出はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が募集人から転換前後の保障内容は変わらないと説明され、そのように信じて転換を申し込んだとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。